

「国家資格等情報連携・活用システムに係る運用保守業務」調達仕様書（案）等に対する意見について

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
1	確認・質問	01_調達仕様書 (案)	P11	3(2)カ	受注者において結合テスト等を実施するためのシステム環境は、受注者にて用意	基本設計書の別紙では、本システムにおいて必要な環境は3環境（本番、ステージング、検証）のみと定義されています。この3環境とは別に、品質を担保するための単機能テストや結合テストを行う環境は必要でしょうか。	要件の明確化のため。	ガバメントクラウド上に構築する3環境（本番環境、改修確認環境、接続確認環境）以外に、単体テストや結合テストを行う環境が必要となります。そのため、受注者において、改修確認環境の構築手順等を参考に各テスト環境を用意頂く必要がございます。
2	確認・質問	01_調達仕様書 (案)	P15	3(4)ア(ア)	機器、ネットワーク設備及びクラウドサービスに関する質問に対する回答や助言等を行うこと。	機器、ネットワーク設備及びクラウドサービスについて、詳細を定義して頂けないでしょうか。当社は以下を想定しています。 ・住基ネット ・情報提供NWS等の接続するための専用装置（オンプレ機器） ・本システムが外部連携するマイナポータル、オンライン決済サービス等の本システムを取り巻くシステム群全体の構成を含む範囲	要件の明確化のため。	ご意見を踏まえ、仕様書を修正いたします。
3	確認・質問	01_調達仕様書 (案)	P15	3(5)ウ	戸籍情報連携システムに係る機関間テスト 受注者は令和6年5月頃に予定されている情報提供ネットワークシステムのデータ標準レイアウトの改版に伴う、戸籍情報連携システムとの機関間テストへの対応及び必要な支援を実施すること。なお、受注者は当該対応等を実施するに当たって、関連事業者と必要な調整を実施の上、業務を円滑に進めること。	本項目の対応及び必要な支援とは主に、「情報提供者が提示する基本データパターンを基に試験で実施する試験項目/正解項目を作成する試験項目作成準備」、「各機関の検証環境に対して、当該管理番号に該当する試験用個人番号に関する試験用機関別符号の取得データ作成をする試験データ作成準備等、試験実施業務の中で情報照会者が主体となって準備・実施する業務」の2点と理解しております。 これらのうち令和5年度中に実施しているものがあれば内容を理解した上で令和6年度での対応を情報提供NWS等の各連携機関との調整を滞りなく進める支援活動と理解しましたが宜しいでしょうか。	要件の明確化のため。	戸籍情報連携システムとの機関間テストについては、情報提供ネットワークシステムの定める接続試験実施要領及び機関間試験実施要領に基づき実施するものです。当該試験の実施に必要な試験データやテストシナリオ等の作成については、令和5年度中に完了する予定です。本項目の対応及び支援は、当該試験データ等を基に情報照会者である資格管理者等が、機関間テストを実施するに当たって、弊庁が試験データ等の提供や環境設定、説明会の開催、進捗管理などを行う際に、システムに関する問合せ対応や技術的な支援等を受注者に求めるものとなります。
4	確認・質問	調達仕様書 (案)	7	1(4)イ 本システムの対象業務	表1 業務の範囲 項番10 共通事務 決済	決済とありますが、どのような決済事務があるのでしょうか。	決済に関する業務の内容が調達仕様書案から読み取れず、内容を確認したいため。	本システムにおける決済業務としては、主に以下のようなものがあります。（例示） ・外部のオンライン決済サービスに対し、国家資格等の申請手続に係るオンライン決済に必要な情報（手数料額、支払先情報等）を連携する。 ・外部のオンライン決済サービスに対し、手数料等の登録情報（決済用URL、決済状況、納付番号等）を問い合わせる。 ・申請者がマイナポータルから申請手続に係る手数料等の登録情報の一覧を参照するためのAPIを提供する。 ・決済完了が確認できた申請手続に係る決済ステータスを更新する。
5	確認・質問	調達仕様書 (案)	11	3(2)オ	本システムに関する不具合等が発生した場合は、その調査を行うとともに、必要に応じて、業務アプリケーション等の改修・リリースなどの対応を実施すること。	「不具合等が発生した場合」とありますが、契約不適合責任の考え方から、令和4年度の「国家資格等情報連携・活用システムに係る設計・開発等業務」の瑕疵である場合は、当該業務を担当した事業者が改修を行うという認識でよろしいでしょうか。 その認識でよい場合は、瑕疵の場合を除く旨を記載いただくとよいと考えます。	不具合が発生した場合の対応範囲を明確にするため。また、明確でない場合、認識の齟齬により当該対応が正しく実施されない恐れがあるため。	ご意見を踏まえ、仕様書を修正いたします。
6	確認・質問	調達仕様書 (案)	11	3(2)オ	必要に応じて、業務アプリケーション等の改修・リリースなどの対応を実施すること。	本業務にて不具合発生時に改修・リリースを実施する必要があり、受注者にて開発環境を構築する必要がある認識です。開発環境構築の実施にあたり、構築手順は提供いただけるのでしょうか。	開発環境の構築にあたり必要であると考えため。	開発環境構築の構築手順については、ガバメントクラウド上に構築する改修確認環境（ステージング環境）の構築手順と同様となります。改修確認環境（ステージング環境）の構築手順等については、本調達の受注者に提供する予定です。
7	要望	調達仕様書 (案)	12	3(3)ア	「表6 サービスレベル目標の管理方針」及び「表7 サービスレベル目標（案）」を参考に、受注後3カ月を調整期間とし、当庁と協議の上で策定すること。	SLA、SLOについて「受注後3カ月を調整期間とし、当庁と協議の上で策定すること」との記載があるが、どの程度調整可能かご教示いただきたい。例えば分類や目標値の変更は協議のうえ了承をえられれば可能、など。	コスト、体制に影響すると考えられるため。また、調整可能な範囲や内容によっては、対応不可となる項目や目標値が発生する恐れがあるため。	仕様書に記載している「表7 サービスレベル目標（案）」については、これを参考としつつ、分類・目標値を含めたところで、事業者決定後に、協議の上で策定します。
8	確認・質問	調達仕様書 (案)	12	3(3)オ	受注者は、サービスレベル目標値を達成できなかった場合は、対応策について検討し、当庁の了承を得たうえで、実施すること。また、対応の実施に当たっては、その対応の実行ログ等を取得し、対応結果、サービスレベルへの影響等を分析の上、サービスレベル目標値を達成するまで月次で報告すること。	サービスレベル目標を達成できなかった場合達成するまで対応実施となっておりますが、件数が目標値となっていて達成できなかった場合達成できるまでとはどのようにすれば達成とみなされるのでしょうか。 例示いただくと良いと考えます。	コスト、体制に影響すると考えられるため。例えば、未達成の項目が発生した場合、1か月後に目標値を達成できていれば対応完了となるか、それとも一定期間達成し続けるまで対応完了とならないか必要なコストや要員が変わってくると思われます。	ご意見を踏まえ、仕様書を修正いたします。
9	意見	調達仕様書 (案)	15	3(4)ウ 戸籍情報連携システムに係る機関間テスト	～戸籍情報連携システムとの機関間テストへの対応及び必要な支援～	具体的にどのような対応・支援が求められるかの記載が無い場合、可能な限り具体的に仕様書に記載いただくと良いと考えます。	機関間テストの対応及び支援の内容を明確にするため。また、明確でない場合、認識の齟齬により当該対応・支援が正しく実施されない恐れがあるため。	ご意見を踏まえ、仕様書を修正いたします。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
10	確認・質問	調達仕様書 (案)	15	3(4)エ 引継ぎ	(すべて)	図2「作業スケジュール」に本業務開始時の引継ぎについて1か月間の予定が記載されております。必要に応じて設計・開発の担当事業者から引継ぎを受ける必要があると思われませんが、担当事業者からの引継ぎを受ける事ができる期間はこの1か月間のみとなるのでしょうか。また、この1か月間が過ぎた後でも、貴庁を窓口として設計・開発の担当事業者に問い合わせを実施することは可能でしょうか。	引継ぎの期間を明確にするため。明確でない場合、十分な引継ぎが実施できず本業務の運用・保守作業を予定どおり(令和6年4月)に開始できない恐れがあるため。	引継ぎを受けることができる期間については、1か月程度の期間を想定しております。当該期間を過ぎた後の問合せについては、弊庁に照会いただければ、可能な限り協力いたします。
11	要望	調達仕様書 (案)	15	3(4)エ 引継ぎ	(すべて)	「本調達の契約期間後の運用保守業務」に対する引継ぎはすべて、契約期間中までに実施する旨を記載していただきたい。また、合わせて引継ぎ開始が可能となる時期についてお示しいただきたい。	引継ぎの期間(いつからいつまでに完了する必要があるか)を明確にするため。明確でない場合、適切な引継ぎの計画を立てることができず十分な引継ぎが実施できない恐れがあるため。	ご意見を踏まえ、仕様書に追記いたします。引継ぎ開始が可能となる時期については、現時点で明らかにすることはできません。
12	確認・質問	調達仕様書 (案)	19	4 作業の実施体制・ 方法	(すべて)	運用保守を行うための環境(PC、ネットワーク等)の用意にあたって、デジタル庁は本件受注者の窓口になってもらえるでしょうか。構築事業者、クラウドサービス提供者等の関係者から支援をいただく必要があると認識しております。	関係者(構築事業者、クラウドサービス提供者等)と本業務の受注者が直接調整をする必要があるかどうかを明確にするため。また、直接調整する必要があるかどうかにより管理にかかる工数に影響があると考えらるため。	運用保守を行うための環境の用意に当たって必要な対応については、弊庁側においても可能な限り協力いたします。
13	確認・質問	調達仕様書 (案)	21	4(4)	サービス提供統括責任者、ITサービスマネージャ(ITSM)、統括責任者、SE責任者、サービスデスク責任者及び業務担当者は、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学(母語及び外国語能力)等を有すること。	「語学」で「外国語能力」を求める理由は何でしょうか。可能であれば調達仕様書に理由を記載いただきたい。	「外国語能力」を求める理由によっては参画する要員の選定条件が変わると思われるため。	ご意見を踏まえ記載を見直します。
14	確認・質問	調達仕様書 (案)	23	4(6)作業場所	原則として受注者事務所内及び当庁内において実施するものとし、～	受注者事務所から作業可能ということですので、貴庁のクラウド環境に接続させていただくことができるということでしょうか。またその場合で回線敷設が必要な場合、必要な手続きと手続きに必要な期間をご教示ください。※貴庁から本業務の実施に必要なAWS等のアカウントを発行いただく必要がある場合は、契約からアカウント発行までにかかる期間の目安をご教示ください。	回線施設に必要な期間を確認するため。また、運用開始前の事前準備として本番環境と手順の突き合わせ確認等が必要と認識しており、事前準備に十分な期間が確保可能であることを確認したいため。	ご認識のとおりです。運用拠点からガバメントクラウドAWSへの接続は閉域回線によるIP-VPN接続を使用する想定となります。必要な手続きは、基本的にガバメントクラウド(AWS)のアカウント申請となります。アカウントの申請から発行までにかかる期間は、概ね1週間程度の想定です。
15	要望	調達仕様書 (案)	24	5(1)	受注者は、本業務の実施に当たり、受注者が所有する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するため、必要に応じて業務に使用するツールの操作ログや開発中のプログラムへのアクセスログ等を監査証跡として取得すること。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について当庁へ報告すること。不正なアクセス又はそのおそれが確認された場合には、速やかに当庁に報告すること。	「受注者が所有する情報システム等」がどこまでの範囲を示しているか分かるようお示しいただきたい。例えば、本業務で使用する端末やツール(ITSMツール等)、開発環境に限る、等。 なお、「受注者が所有する情報システム等」の範囲にもよりますが、何等問題が生じていない中で監査証跡を提出することは困難と考えます。	「受注者が所有する情報システム等」の範囲により、監査証跡の取得が不可となる恐れがあるため。	ご意見を踏まえ、「受注者が所有する情報システム等」の範囲を、本業務に関する情報を取り扱うものに限定するよう仕様書を修正します。対象となる情報システム等を個別具体的に明示することは想定しておりません。
16	確認・質問	調達仕様書 (案)	24	5(2)個人情報の取扱い	(すべて)	運用保守事業者が本システムで管理する個人情報(主に国家資格保有者情報を想定)を閲覧・取得する可能性があるでしょうか。なお、可能性がある場合は明示いただくとよいと考えます。	受注者が実施すべきセキュリティ対策に影響があると考えられるため。	運用保守事業者が本システムで管理する個人情報を取得することは想定しておりません。運用保守事業者は資格管理団体の委託を受けて、本システムにおける特定個人情報を取り扱うこととなりますので、資格管理者からの指示等により個人情報の閲覧を行う可能性はあります。運用保守事業者が上記の委託を受けるに当たって、同意が必要となる「本システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」が規定されることを、調達仕様書5(2)オに記載しておりますので、当該記載により、個人情報を閲覧する可能性があることはご認識いただけるものと考えております。
17	確認・質問	調達仕様書 (案)	24	5(2)個人情報の取扱い	(記載以外)	デジタル庁において、本業務に携わる要員の個人情報の取得はあるのでしょうか(例:氏名、生年月日、国籍、所属企業、個人住所など)ある場合は取得する内容を明示いただくと良いと考えます。	携わる要員の個人情報の提出が必要な場合、提出する個人情報の内容を本業務の応札者が把握しておく必要があると考えられるため。応札者のセキュリティポリシーによっては提出できない内容である恐れがあると考えられる。	個人情報を取り扱うシステムという性質上、作業従事者を限定して本業務を実施する必要があることから、受注者に対して、当該作業従事者の氏名・所属・参画/離任時期等の提出を求めることを想定しておりますので、その旨仕様書に明示いたします。
18	確認・質問	調達仕様書 (案)			(記載以外)	保守対応作業等の工数見積で必要と考えますので以下をご教示いただくこと可能ですでしょうか。 ①システムの規模が分かる資料(例えば、画面・帳票数、ステップ数が分かる資料) ②システム構成の詳細が分かる資料(例えば、利用しているクラウドサービスの一覧、オンプレのサーバ数や機器が分かる資料)	保守対応の工数を見積もるにあたり必要な情報と考えるため。	開発中のため今後変わりうる可能性はございますが、意見招請時点において、①画面数は約60、帳票数は10未満、出力ファイル数(CSV形式が主)は約30となります。ステップ数についてはお示しできる資料はございません。詳細については、画面等の一覧が確認可能な基本設計書を、本公告時の閲覧可能資料とする予定です。 ②システム構成の詳細が確認可能なシステム基盤設計書(システム構成図、クラウドサービス一覧等)を、本公告時の閲覧可能資料とする予定です。
19	意見	01_調達仕様書 (案)	15	3 作業の実施内容 (4) その他事項について エ 引継ぎ	(新規)	(ア)受注者は、本業務開始前までに、本システムの設計・開発事業者から、作業経緯、クラウドサービスのアカウント移管等についての引継ぎを受けること。 (原案の(ア)～(カ)は(イ)～(キ)に頂ずれ)	「作業スケジュール」に設計開発事業者からの引継ぎが予定されていることから引継ぎの項目に明記したほうが望ましいと考えます。 また、設計開発事業者からの引継ぎの費用負担に関しては、設計開発事業者側の経費に含まれているのであれば、原案の(オ)から、修正案の(ア)は除外することを明記したほうが望ましいと考えます。	ご意見について検討しましたが、原案のままとさせていただきます。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
20	意見	01_調達仕様書 (案)	22	4 作業の実施体制・ 方法 (5) 業務実施者に求 める資格等の要件	オ SE 責任者 (イ) クラウド (AWS) を使用した WEBシステム の 保守・開発業務の経験の有すること。 カ SE 担当者 (ア) クラウド (AWS) を使用した WEBシステム の 保守・開発業務の経験の有するか、または、 業務開始までに必要なスキルを習得すること。	オ SE 責任者 (イ) クラウド (AWS) を使用した WEBシステムの保守・ 開発業務の経験の有すること。また、AWSの上級認定資格 (AWS Certified DevOps Engineer - Professional等) を取得している、あるいは相当のスキル・知識・経験を 有すること。 カ SE 担当者 (ア) クラウド (AWS) を使用した WEBシステム の 保 守・開発業務の経験の有するか、または、業務開始まで に必要なスキルを習得すること。また、少なくとも一人 は、AWSの上級認定資格 (AWS Certified DevOps Engineer - Professional等) を取得している、あるいは 相当のスキル・知識・経験を有すること。	AWSでは、技術者の専門性を評価するための認定資格制 度が提供しており、客観的にスキルを確認できる作業従 事者がプロジェクトに参加することで、円滑に実施する ことができると考えられます。	ご意見について検討しましたが、原案のままさせていただきます。
21	意見	01_調達仕様書 (案)	22	4 作業の実施体制・ 方法 (5) 業務実施者に求 める資格等の要件	キ サービスデスク責任者 (イ) クラウド (AWS) を使用した WEBシステムの 運用業務の経験の有すること。 ク サービスデスク担当者 (ア) クラウド (AWS) を使用した WEBシステムの 運用業務の経験の有するか、または、業務開始ま までに必要なスキルを習得すること。	キ サービスデスク責任者 (イ) クラウド (AWS) を使用した WEBシステムの運用業 務の経験の有すること。また、AWSの上級認定資格 (AWS Certified DevOps Engineer - Professional等) を取得 している、あるいは相当のスキル・知識・経験を有する こと。 ク サービスデスク担当者 (ア) クラウド (AWS) を使用した WEBシステムの運用業 務の経験の有するか、または、業務開始までに必要なス キルを習得すること。また、少なくとも一人は、AWSの上 級認定資格 (AWS Certified DevOps Engineer - Professional等) を取得している、あるいは相当のスキ ル・知識・経験を有すること。	AWSでは、技術者の専門性を評価するための認定資格制 度が提供しており、客観的にスキルを確認できる作業従 事者がプロジェクトに参加することで、円滑に実施する ことができると考えられます。	ご意見について検討しましたが、原案のままさせていただきます。
22	意見	01_調達仕様書 (案)	26	5 作業の実施に当 たっての遵守事項 (4) その他文書、標 準 等 への準拠	(新規)	イ 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用 に係る基本方針 (令和5年9月29日デジタル社会推進会議幹事会 決定) (原案の (イ) ~ (カ) は (ウ) ~ (キ) に頂ずれ)	本システムは、クラウドサービスを活用して情報システムを 整備するものであるため、「政府情報システムにおけるクラ ウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を明示的に参照 する文献として記載したほうが望ましいと考えます。	ご意見について検討しましたが、原案のままさせていただきます。